

証券コード 4197
(発信日) 2024年2月9日
(電子提供措置の開始日) 2024年2月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区東一丁目 32 番 12 号
株式会社アスマーク
代表取締役 町田 正一

第 22 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第 22 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、ご出席されない場合、本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第 325 条の 3 の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.asmarq.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、銘柄名（会社名「アスマーク」）又は証券コード「4197」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報をご確認くださいませようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面にて議決権の行使をお願い申しあげます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第 22 期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に掲載のとおりでございますので、株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って 2024 年 2 月 26 日（月曜日）午後 6 時 30 分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年2月27日(火曜日) 午後3時
2. 場 所 東京都渋谷区東一丁目32番12号
渋谷プロパティータワー4F 本社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第22期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
郵送による議決権行使の場合は、議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月26日(月曜日)午後6時30分までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取扱いいたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.asmarq.co.jp/ir/stock/meeting/>)及び東京証券取引所ウェブサイト(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。
従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査等委員が監査報告の作成に際して監査をした事業報告及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした計算書類の一部であります。
 - 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.asmarq.co.jp/ir/stock/meeting/>)及び東京証券取引所ウェブサイト(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、国際情勢が一段と不安定化しており不確実性の高い状況が続いております。欧米のインフレ率は低下傾向にあるものの、金融引き締めによる需要下押し効果が顕在化することで今後の成長が減速すると予想されております。中国経済も輸出や不動産投資への依存度が高い従来成長モデルから、賃金上昇に起因する輸出競争力の低下や債務の積み上がりなどによって、持続的な成長が難しくなっており、依然として未知数な状況が継続しております。

日本経済は、物価高や海外経済減速などの下押し要因からの回復に一服感がみられ、内需主導での成長が維持されております。個人消費は、高めの賃上げが続くなか、労働者の賃金も上向き傾向にあり、緩やかに持ち直すと予想され、設備投資は、デジタル化・サプライチェーン強靱化・人手不足対応など構造的な課題解決に向け、拡大傾向が続く見通しです。

このような経済環境のもと当社においては、引き続き業績が堅調に推移いたしました。クライアントによるマーケティング・リサーチ需要が依然として高まりつつあり、主に流通・小売業、食料品業界からの受注が伸長いたしました。サービス別で見ると、対面でのグループ・インタビューやデプスインタビューといったオフライン調査の受注が、依然として大きく伸長しており、インターネットリサーチの受注も引き続き好調に推移いたしました。国内外における景気が不安定な情勢について依然として見通しが難しい中、引き続き環境変化に合わせた柔軟な対応を継続的に行っております。

この結果、当事業年度の売上高は4,282,413千円(前事業年度比10.0%増)、営業利益は317,593千円(前事業年度比1.9%減)、経常利益は332,684千円(前事業年度比4.3%増)、当期純利益は、236,589千円(前事業年度比32.3%増)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は88,478千円であります。主な内容としては、顧客売上管理システムの投資34,957千円によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2020年11月期)	第 20 期 (2021年11月期)	第 21 期 (2022年11月期)	第 22 期 (当事業年度) (2023年11月期)
売 上 高 (千円)	2,561,149	3,354,907	3,892,498	4,282,413
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△90,041	225,325	318,955	332,684
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△130,309	196,426	178,883	236,589
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△130.31	196.43	178.88	236.59
総 資 産 (千円)	1,171,744	1,337,073	1,631,496	1,898,471
純 資 産 (千円)	398,277	594,703	777,041	1,023,480
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	398.28	594.70	777.04	1,023.48

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失については、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① マーケティング・リサーチ事業基盤の強化

現在も成長しているマーケティング・リサーチ市場において、競合他社との競争環境は年々激化しております。当社は、営業戦略の強化や業務効率の改善に取り組んでおります。具体的には、業界別の営業組織再編による営業効率の向上、ビジネスプロセスの見直しを通じた実営業時間の増加、インセンティブ制度の見直しによる営業人材のモチベーション向上、自社による RPA シナリオ開発の強みを活かした業務効率化の推進、業務プロセスの一部内製化による外

注費の削減等、あらゆる角度から事業基盤の強化に取り組んでまいりました。今後も、売上と利益の両側面からの効果的な業務改善を推し進めていきます。

② 集中的営業リソースの投下

当社は、国内外において2023年11月期実績で年間1,101社の企業に対する取引実績を有しておりますが、顧客企業の中でも今後発注が継続的に見込める売上上位に位置するクライアントを重点顧客と設定し、個社別に営業戦略を立てた上で、リソースを集中させマーケティング・リサーチ業務の受託を目指しており、業務獲得幅が拡大してきております。大口顧客とのリピート率は94.2%であり、特に取引金額上位の顧客企業とは長年の取引実績を有する等、極めて強固な関係を構築しておりますが、今後も引き続き大口顧客の社数を増やしていくことを進めてまいります。

③ 海外市場への進出

当社では、国内事業における継続的な事業の拡大を図っておりますが、当社がさらなる成長を遂げるためには、海外への事業拡大が必要不可欠であると考えております。当社では、この状況に対処するため、国内で培ったノウハウを活かし、東南アジア市場をはじめとした海外市場に進出してまいります。

④ リサーチノウハウを基軸にした周辺新規事業の展開

当社では、昨今の労働人口の縮小する日本の大きな課題解決に対して、具体的な答えとノウハウを提供し貢献するサービスの創出を標榜しており、その一環として、こういった課題を解決するために、労働集約的な会社が往々にして抱えている人事労務面に係る課題に向き合い、自社内でもその課題に悩み、実践してきた経験と、今まで培ってきたマーケティング・ノウハウを融合したES調査パッケージをはじめとしたHR関連のサービスを展開してまいります。並行して、当社では、本来労働集約的で非効率性の塊になっている業務を主に守備している背景から、その業務プロセスを熟知した上で、実践したノウハウと証明された効率化をパッケージングしたRPA導入・運用支援事業を併せて展開いたします。

⑤ 周辺新規事業に関する市場の開拓

当社を取り巻く、HRテック及びRPAに関する市場は、今後も大きな成長を見込まれております。当社のHR関連サービス及びRPA導入・運営支援事業の拡大に向けて、それぞれのサービスに関する積極的な情報提供、啓発活動を行うことで、各サービスに関する理解、普及を進め、顧客基盤及び収益機会の拡大に努めてまいります。

⑥ 人材の育成と採用

めまぐるしく変化する事業環境と多様化し続ける顧客ニーズに迅速に対応していくため、様々なビジネス能力を併せ持つ優秀な人材の確保と教育が必須と捉えています。営業力、サポート力、企画提案力、革新的なサービスを創出できる構想力の必要性がますます高まっており、さらに新規・海外分野におけるサービス展開を推し進めていく上で、高い専門性とスキル、経営視点で物事を判断・思考する力を備えた人材の育成及び採用が重要と考えています。事業規模、業容拡大、成長スピードに合わせて最大限の効果を上げるべく、綿密な人員計画の策定、人材教育に取り組んでまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社が、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年11月30日現在)

- ① マーケティング・リサーチ及び各種情報の収集、分析業務
- ② インターネットを利用した各種情報の収集及び提供サービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年11月30日現在)

本 社	東京都渋谷区
八 戸 事 業 所	青森県八戸市
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市
福 岡 事 業 所	福岡県福岡市
横 浜 事 業 所	神奈川県横浜市
長 岡 事 業 所	新潟県長岡市
中 目 黒 事 業 所	東京都目黒区

- (注) 1. 2022年12月1日付で、長岡事業所を開設いたしました。
2. 2023年10月2日付で、中目黒事業所を開設いたしました。

(7) 使用人の状況 (2023年11月30日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
295(85)名	31(3)名	32.8歳	4.5年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況 (2023年11月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2023年12月4日付で、当社株式は東京証券取引所 TOKYO PRO Market 市場から同取引所スタンダード市場に上場いたしました。

2. 株式の状況（2023年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,000,000株

(3) 株主数 6名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
町田正一	874,900株	87.49%
株式会社ビデオリサーチ	50,000株	5.00%
町田香織	30,000株	3.00%
株式会社ドゥ・ハウス	25,000株	2.50%
木原康博	20,000株	2.00%
株式会社MAM	100株	0.01%
計	1,000,000株	100.0%

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	
発行決議日		2015年11月25日	2016年8月31日	
新株予約権の数		7,900株	3,700株	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,900株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 3,700株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 434円 (1株当たり 434円)	新株予約権1個当たり 510円 (1株当たり 510円)	
権利行使期間		2017年12月1日から 2025年11月25日まで	2018年9月6日から 2026年8月31日まで	
行使の条件		(注)	(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 7,000個 目的となる株式数 7,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
		社外 取締役	新株予約権の数 900個 目的となる株式数 900株 保有者数 1名	新株予約権の数 3,100個 目的となる株式数 3,100株 保有者数 1名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 600株 保有者数 1名

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

		第3回新株予約権	第4回新株予約権	
発行決議日		2017年11月27日	2019年2月26日	
新株予約権の数		3,000株	8,000株	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 8,000株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 950円 (1株当たり 950円)	新株予約権1個当たり 956円 (1株当たり 956円)	
権利行使期間		2019年12月1日から 2027年11月27日まで	2021年3月2日から 2029年2月26日まで	
行使の条件		(注)	(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員) を除く	取締役 (社外取締役) を除く	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 8,000個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名
		社外 取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

		第5回新株予約権	
発行決議日		2022年7月5日	
新株予約権の数		15,000株	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,100円 (1株当たり 1,100円)	
権利行使期間		2024年7月21日から 2032年7月5日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数15,000株 保有者数 2名
		社外 取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023 年 11 月 30 日 現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	町田正一	—
取締役	水城良祐	営業部長
取締役	飯田恭介	管理部長
取締役	木原康博	株式会社MAM 代表取締役 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役 アダプティブ株式会社 監査役 ジョーカーフィルムズ株式会社 監査役
取締役 (常勤監査等委員)	鈴木親	—
取締役 (監査等委員)	大内智	ベンチャー支援税理士法人 代表社員
取締役 (監査等委員)	塩月潤道	株式会社アマガサ 監査役 株式会社サニクリーン 監査室長

(注) 1. 取締役木原康博氏、取締役(常勤監査等委員)鈴木親氏、取締役(監査等委員)大内智氏及び塩月潤道氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鈴木親氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役の全員との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	82,920	82,920	—	—	4
(うち社外取締役)	(1,800)	(1,800)	(—)	(—)	(1)
取締役 (監査等委員)	11,400	11,400	—	—	3
(うち社外取締役)	(11,400)	(11,400)	(—)	(—)	(3)
合 計	94,320	94,320	—	—	7
(うち社外役員)	(13,200)	(13,200)	(—)	(—)	(4)

(注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2022年7月5日に開催された臨時株主総会において年額100,000千円以内 (うち、社外取締役20,000千円以内) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は4名 (うち、社外取締役は1名) です。

2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2022年7月5日に開催された臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名 (うち、社外取締役は3名) です。

②役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2022年7月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていること確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i) 基本方針

取締役の報酬等は、当社の業績の向上及び企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給する。

取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く) の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことから、固定報酬と変動報酬 (ストックオプション) で構成する。社外取締役及び監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給する。

ii) 業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針

取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定する。

iii) 非金銭報酬等に関する決定方針

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストックオプション（新株予約権）を付与する。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合的に考慮して決定する。

iv) 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

固定報酬額と変動報酬（ストックオプション）の構成割合については、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬は、当社の業績の向上及び企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼としていることから、全役位ともに、目標を全て達成した場合は、総報酬額に占める変動報酬（ストックオプション）の割合が50%以上となることを基本とする。なお、妥当性を担保するため、役位ごとに、利益水準が当社と同程度の他社水準との比較検証を行うものとする。

v) 報酬等を与える時期又は条件に関する決定方針

固定報酬については、年額12等分し、毎月支払う。変動報酬（ストックオプション）については、その発行時の条件ならびに時期に則って支払う。

vi) 決定の全部又は一部を第三者に委任する場合の決定事項

各取締役の具体的な基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその決定を委任する。代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を得たうえで、上記について決定するものとする。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

- ・取締役木原康博氏は、株式会社MAMの代表取締役、株式会社グライダーアソシエイツの監査役、アダプティブ株式会社の監査役及びジョーカーフィルムズ株式会社の監査役であります。

当社と当該兼職先との特別の関係はありません。

- ・取締役大内智氏は、ベンチャー支援税理士法人の代表社員であります。

当社と当該兼職先との特別の関係はありません。

- ・取締役塩月潤道氏は、株式会社アマガサの監査役及び株式会社サニクリーンの監査室長であります。

当社と当該兼職先との特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	木原 康博	当事業年度に開催された取締役会19回のうち全てに出席いたしました。 事業会社の取締役としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、取締役会の議案・審議等に必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	鈴木 親	当事業年度に開催された取締役会19回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会、監査役会及び監査等委員会において、ご本人の経歴、見識に基づき経営的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	大内 智	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 税理士としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、取締役会の議案・審議等に必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	塩月 潤道	当事業年度に開催された取締役会19回の監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会及び監査等委員会において、ご本人の経歴、見識に基づき経営的見地から適宜発言を行っております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
②非監査業務への対価	2,000千円
③当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、有限責任監査法人トーマツの報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し会社法第399条第1項に基づき同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務「監査人から引受事務幹事会社への書簡作成」への対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び当社監査等委員会が定めた解任又は不再任の決定の方針により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2016年3月30日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について決議し、2017年3月16日、2018年2月15日及び2022年7月5日開催の取締役会において以下のとおり改定を決議いたしました。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 取締役会は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
- ii) コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため使用人に対するコンプライアンス教育を定期的実施する。
- iii) 内部監査担当者により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役に報告する。
- iv) 各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会に報告する。各監査等委員は、取締役の職務の執行について監査を行う。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i) 取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び社内規程、方針に従い、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を整える。また、取締役はこれらの文書を閲覧することができるものとする。
- ii) 情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 経営全般に関わるリスク管理を行うために、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」を定め、内部監査担当者により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員（取締役、使用人、契約社員等も含む。）に対する研修等を定期的実施する。
- ii) 取締役及び主要な使用人で構成される重要な会議体により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めるものとする。

④取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 原則毎月1回の定時取締役会、又は臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行うものとする。
- ii) 職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行うものとする。

⑤監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議のうえ、合理的な範囲で管理部スタッフがその任にあたるものとする。
- ii) 上記①の使用人が監査等委員会より指示された業務の実施に関しては、取締役からの指示、命令を受けないものとし、監査等委員会以外の者からの指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。
- iii) 上記①の使用人の任命、異動については、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとする。

⑥取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- i) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査等委員会に報告しなければならないこととする。
- ii) 代表取締役その他取締役及び監査等委員は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査等委員間の意思疎通を図るものとする。
- iii) 監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告を理由としていかなる不利な取扱いも行ってはならないものとし、その周知徹底を図ることとする。

⑦その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査等委員は、取締役会のほか重要な会議体にも出席し、重要事項の報告を受けることができる。
- ii) 監査等委員は、各種議事録、決裁書（紙又は電磁的媒体）等により取締役等の意思決定及び業務執行の記録を自由に閲覧することができる。
- iii) 監査等委員は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに、代表取締役との意見交換の場を定期的に設ける。
- iv) 監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に合理的に必要なと認められた場合を除き、速やかに関係部門より、当該費用又は債務を処理する。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保するものとする。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

- i) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び使用人に周知徹底する。
- ii) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の業績に関する分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

取締役及び使用人は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員に報告するとともに、取締役は定期的又は必要に応じて監査等委員と意見交換を行い、監査等委員による監査の実効性を担保しております。

内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守事項について、各部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告しました。

当社のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、研修教育を継続して実施いたしました。また、不正防止、自浄作用・牽制機能の向上を目的として、内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに対する取り組みを強化しております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長過程におり、一層の事業拡大と経営基盤の安定を目指しており、優秀な人材の獲得や教育環境の整備、システム開発等の投資といった事業基盤の整備をすることが優先課題と認識しており、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の株主への配当政策としましては、業績や財務の状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

9. 株式会社の支配に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表
(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,519,265	流 動 負 債	780,572
現金及び預金	895,112	買掛金	152,255
受取手形	5,879	未払金	51,716
売掛金	509,063	未払費用	135,741
仕掛品	64,445	未払法人税等	54,853
前払費用	35,805	契約負債	7,125
その他	13,719	賞与引当金	81,715
貸倒引当金	△4,760	ポイント引当金	234,869
固 定 資 産	379,205	その他	62,294
有形固定資産	52,442	固 定 負 債	94,418
建物	38,922	退職給付引当金	57,788
器具及び備品	9,149	その他	36,630
その他	4,370		
無形固定資産	98,477	負債合計	874,991
ソフトウェア	88,700	(純 資 産 の 部)	
その他	9,776	株主資本	1,010,176
投資その他の資産	228,285	資本金	50,000
破産更生債権等	4,001	利益剰余金	960,176
長期前払費用	309	その他利益剰余金	960,176
繰延税金資産	134,590	繰越利益剰余金	960,176
敷金	92,993	新株予約権	13,303
その他	393		
貸倒引当金	△4,001	純資産合計	1,023,480
資 産 合 計	1,898,471	負 債 純 資 産 合 計	1,898,471

損益計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,282,413
売上原価		2,681,954
売上総利益		1,600,458
販売費及び一般管理費		1,282,865
営業利益		317,593
営業外収益		
受取利息	7	
広告料収入	1,755	
補助金収入	19,118	
その他	3	20,886
営業外費用		
支払利息	37	
為替差損	154	
株式交付費	5,270	
その他	333	5,795
経常利益		332,684
税引前当期純利益		332,684
法人税、住民税及び事業税		115,222
法人税等調整額		△19,127
当期純利益		236,589

株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
		繰越 利益剰余金				
当期首残高	50,000	723,587	723,587	773,587	3,454	777,041
当期変動額						
当期純利益		236,589	236,589	236,589		236,589
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					9,849	9,849
当期変動額合計	—	236,589	236,589	236,589	9,849	246,438
当期末残高	50,000	960,176	960,176	1,010,176	13,303	1,023,480

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

調査パネルへ付与した将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

マーケティング・リサーチ事業

マーケティング・リサーチ事業においては、国内外において、マーケティング・リサーチに関するサービスを提供しており、契約に基づくサービス提供が完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	134,590

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることから、回収可能性があること判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少または増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 50,088 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,000,000 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 78,900 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	2,683 千円
資産除去債務費用	14,010
賞与引当金	25,021
ポイント引当金	71,917
退職給付引当金	17,694
減価償却超過額	11,672
フリーレント賃借料	1,319
未払事業税	5,228
未払事業所税	1,176
その他	9,916
繰延税金資産小計	160,640
評価性引当額	△26,050
繰延税金資産合計	134,590

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金については通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また資金運用は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、取引先相手ごとに財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成及び更新し、手許流動性を維持する等の方法により流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	92,993	92,991	△1
資産計	92,993	92,991	△1

(注) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	895,112	—	—	—
受取手形	5,879	—	—	—
売掛金	509,063	—	—	—
敷金	—	—	—	92,991
合計	1,410,055	—	—	92,991

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度末（2023年11月30日）

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度末（2023年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	92,991	—	92,991
資産計	—	92,991	—	92,991

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 1,023円48銭

(2) 1株当たりの当期純利益 236円59銭

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	マーケティング・リサーチ事業
オンライン調査	1,637,254
オフライン調査	2,285,140
その他	360,018
顧客との契約から生じる収益	4,282,413
外部顧客への売上高	4,282,413

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	471,165
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	514,942
契約負債（期首残高）	16,120
契約負債（期末残高）	7,125

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

10. 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2023年12月4日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2023年10月30日及び2023年11月14日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2023年12月1日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
- ② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 85,000株
- ③ 発行価格 : 1株につき 2,300円
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額 : 1株につき 2,116円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 資本組入額 : 1株につき 1,058円
- ⑥ 発行価格の総額 : 195,500千円
- ⑦ 払込金額の総額 : 179,860千円
- ⑧ 資本組入額の総額 : 89,930千円
- ⑨ 払込期日 : 2023年12月1日
- ⑩ 資金の使途 : 既存リサーチ事業をより強化するためのリサーチシステム開発費
: HRテック事業を成長させるための広告宣伝費
: セキュリティ対策を始めとしたインフラ関連の設備強化費用
: 採用費

独立監査人の監査報告書

2024年1月31日

株式会社アスマーク
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野和寿

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森竹美江

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アスマークの2022年12月1日から2023年11月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部

統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月2日

株式会社アスマーク	監査等委員会
常勤監査等委員	鈴木 親 印
監査等委員	大内 智 印
監査等委員	塩月潤道 印

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
1	まちだ まさかず 町田 正一 (1967年1月3日)	1989年4月 シンガポール株式会社入社 1994年1月 株式会社ウォータースタジオ入社 1995年11月 有限会社 KGS 入社 1997年4月 株式会社 ATS 入社 1999年9月 株式会社エイバックズームインターネット入社 1999年10月 株式会社川上商店入社 2001年12月 当社設立代表取締役（現任）	459,900 株
2	みずき りょうすけ 水城 良祐 (1981年12月3日)	2004年4月 株式会社エリアクエスト入社 2008年2月 当社入社 2014年6月 当社営業部ゼネラルマネージャー 2015年10月 当社取締役（現任） 2016年2月 当社営業部長（現任）	-株
3	いいた きょうすけ 飯田 恭介 (1978年12月20日)	2002年5月 海老公認会計士事務所入所 2004年10月 株式会社エイジアン・パートナーズ入社 2007年2月 株式会社マクロミル入社 2012年4月 株式会社マクロミルエムブレイン 取締役 2014年10月 株式会社マクロミルグローバル推進室長 2016年1月 同社経営戦略室/CEO 室長 2018年10月 当社管理部長（現任） 2019年2月 当社取締役（現任）	-株
4	きはら やすひろ 木原 康博 (1962年7月25日)	1985年4月 日本電気株式会社入社 2007年10月 パシフィックマネジメント株式会社入社 2008年6月 株式会社マクロミル執行役員 株式会社エー・アイ・ピー（現楽天インサイト・グローバル株式会社） 監査役	10,000 株

	2010年7月	株式会社マクロミル 上席執行役員 CFO 株式会社マクロミル アセットマネジメント 代表取締役
	2011年2月	株式会社マクロミル エムブレイン 取締役
	2013年4月	株式会社 MAM 代表取締役 (現任)
	2013年6月	株式会社 マークアイ 取締役
	2015年8月	株式会社 MAM FILM 取締役
	2015年10月	当社 社外取締役
	2015年12月	株式会社 グライダー アソシエイツ 監査役 (現任)
	2016年6月	アダプティブ株式会社 監査役 (現任)
	2018年6月	株式会社 ネクスゲート 社外取締役
	2018年12月	ジョーカーフィルムズ株式会社 監査役 (現任)
	2022年7月	当社 社外取締役 (現任)

- (注) 1. 候補者町田正一氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 木原康博氏は、社外取締役候補者であります。
4. 木原康博氏は、事業会社の取締役としての知見と経験を有しています。また、財務、人事、経営全般におけるこれまでの経験に基づき、同氏には、当社の経営及び成長戦略の実現に必要な有益な提言、助言をいただくことを期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
5. 木原康博氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は木原康博氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。木原康博氏の再任が承認された場合、当社は木原康博氏との上記の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 木原康博氏の当社社外取締役在任年数は、本株主総会終結の時において1年7カ月であります。
7. 当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式 の数
1	すざき ちかし 鈴木 親 (1964年5月28日)	2001年4月 株式会社バックスグループ内部監査部長 2008年5月 株式会社サニクリーン経営管理室内部監査課長 2012年1月 株式会社アマガサ入社 2012年4月 株式会社アマガサ常勤監査役 2014年4月 同退任 2014年6月 株式会社アマガサ経営企画室長 2015年4月 同社取締役就任 2018年2月 同社取締役内部監査室長 2018年4月 同社常務取締役内部監査室長 2019年4月 同社取締役内部監査室長 2019年12月 当社監査役 2022年7月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	-株
2	おおうち さとし 大内 智 (1970年10月4日)	1995年4月 大内義雄税務会計事務所入所 1997年6月 大内智税務会計事務所開設 2000年4月 西新宿法務会計事務所開設 2004年9月 ベンチャー支援税理士法人開設 代表社員（現任） 2016年8月 当社取締役 2022年7月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	-株
3	しおつき じゅんどう 塩月 潤道 (1958年9月10日)	1987年9月 クレディスイス銀行東京支店入行 2000年7月 株式会社ブリッジジャパン経理部長 2001年1月 株式会社テレレートジャパンホールディング監査役 2003年4月 株式会社サポートネット経理財務部長 2007年8月 株式会社バックスグループ経理財務統括 2009年8月 株式会社サニクリーン監査室室長（現任） 2018年4月 株式会社アマガサ監査役（現任） 2022年7月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	-株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 鈴木親氏、大内智氏及び塩月潤道氏は、社外取締役候補者であります。

3. 鈴木親氏は、事業会社における法務や内部監査に関する相当程度の経験と知見を有しております。また当社以外での監査役を歴任し、豊富な経験、実績、見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。
4. 大内智氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しています。同氏には、特に当社の財務会計領域における経験、実績、見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。
5. 塩月潤道氏は、金融機関及び事業会社における専門的な知識と豊富な経験を有しています。また当社以外での監査役を歴任し、豊富な経験、実績、見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。
6. 鈴木親氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間において、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 鈴木親氏の当社社外取締役在任年数は、本総会終結時において 1 年 7 カ月であります。
8. 大内智氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間において、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。
9. 大内智氏の当社社外取締役在任年数は、本株主総会終結時において 7 年 7 カ月であります。
10. 塩月潤道氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間において、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。
11. 塩月潤道氏の当社社外取締役在任年数は、本株主総会終結時において 1 年 7 カ月であります。
12. 当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場：東京都渋谷区東一丁目 32 番 12 号 渋谷プロパティータワー 4F 本社会議室
電話：03-5468-5101（代表）



最寄駅 JR 渋谷駅 新南口より 徒歩 7 分
東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線 渋谷駅 C2 出口より 徒歩 10 分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。